

事務連絡
令和2年3月19日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金の
償還金の支払猶予等の取扱いについて

平素より、ひとり親家庭等への支援につきまして格別のご高配を賜り感謝申し上げます。
今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合がございます。

各都道府県等におかれては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象者への対応について、下記に御留意の上、特段の御配慮をお願いします。また、対象者に周知頂くようお願いいたします。

記

- ① 各種資金について、貸付けを受けた者が、新型コロナウイルス感染症の影響（※）により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いを猶予する。この場合、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることができる。また、この猶予期間中は、利子が課せられない。（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。））
- ② 子を扶養していない寡婦の所得制限限度額の適用については、新型コロナウイルス感染症の影響（※）により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある者に対し、所得制限の適用の対象としない。（母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項ただし書き）

（※）新型コロナウイルス感染症の影響については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない理由」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項に規定する「政令で定める特別の事情」（施行令第34条第4項の「その他の理由」とみなすことができる。

以上

<担当係> 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室生活支援係 TEL 03-5253-1111（内線 4887）
